

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条第一項に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条第一項に基づく変更の届出の公示

独立行政法人製品評価技術基盤機構から届出があった、日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条第一項に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条第一項に基づく変更の届出について、次のとおり公示します。

令和3年6月10日

特許庁長官 糟谷 敏秀

法人の代表者の氏名を下記のとおり変更する。

記

1. 変更の内容

（1）法人の代表者の氏名

（変更前）

辰巳 敬

（変更後）

長谷川 史彦

2. 変更の日

令和3年4月1日